

第 8 6 号議案

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例を別紙のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い，市道に設ける道路標識の寸法を定めるため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号）第45条第3項の規定に基づき、市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、道路法及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「省令」という。）で使用する用語の例による。

(道路標識の種類及び番号)

第3条 この条例における道路標識の種類及び番号は、省令別表第1に定めるところによる。

(道路標識の寸法)


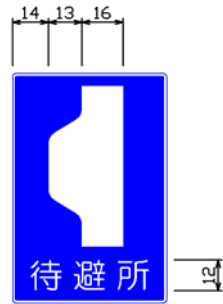
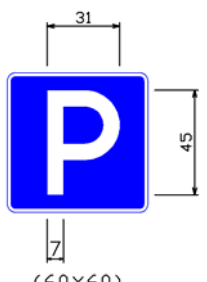
第4条 この条例において定める道路標識の寸法は、別表のとおりとする。


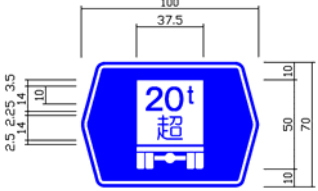
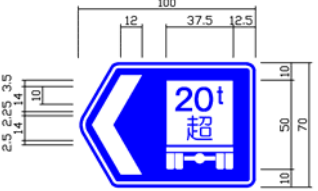
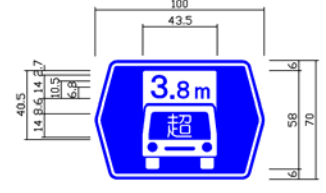
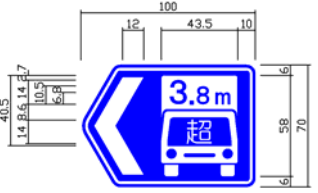
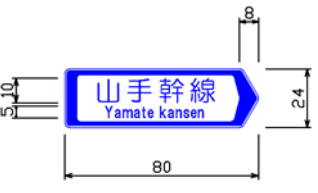
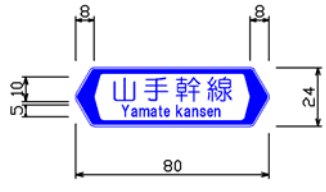
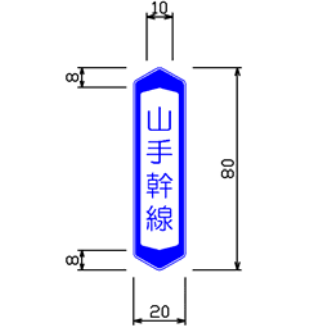

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

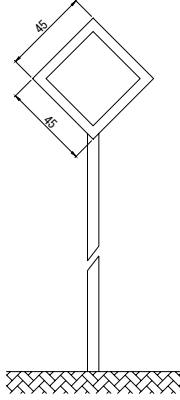


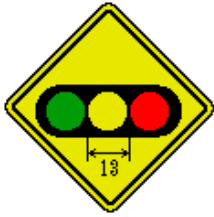





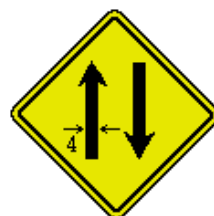
別表（第4条関係）

案内標識

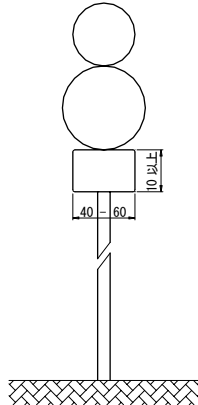

種類 (番号)	入口の方向 (103-B)	待避所 (116の3)	駐車場 (117-A)
標識	 <p>(120×120)</p>	 <p>(90×60)</p>	 <p>(60×60)</p>

種類 (番号)	登坂車線 (117 の 2-A)	総重量限度緩和指定道路 (118 の 3-A)	総重量限度緩和指定道路 (118 の 3-B)
標識	 <p>(60×160)</p>		
種類 (番号)	高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-A)	高さ限度緩和指定道路 (118 の 4-B)	道路の通称名 (119-A)
標識			
種類 (番号)	道路の通称名 (119-B)	道路の通称名 (119-C)	まわり道 (120-A)
標識			 <p>(30×45)</p>

警戒標識

種類	警戒標識の寸法		
標識			
種類 (番号)	十形道路交差点あり (201-A)	右 (又は左) 方屈曲あり (202)	信号機あり (208 の 2)
標識			
種類 (番号)	落石のおそれあり (209 の 2)	路面凹凸あり (209 の 3)	合流交通あり (210)
標識			
種類 (番号)	車線数減少 (211)	幅員減少 (212)	二方向交通 (212 の 2)
標識			

補助標識

種類	補助標識の寸法
標識	
種類 (番号)	注意事項 (510)
標識	

備考

1 本標識板（案内標識及び警戒標識の標示板をいう。）

(1) 寸法

ア 寸法が図示されているものについては、図示の寸法（その単位はセンチメートルとする。以下同じ。）を基準とする。

イ 「駐車場（117-A）」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、図示の横寸法を図示の寸法の2.5倍まで拡大することができる。

ウ 「駐車場（117-A）」、「総重量限度緩和指定道路（118の3-A）,（118の3-B）」、「高さ限度緩和指定道路（118の4-A）,（118の4-B）」及び「まわり道（120-A）」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては図示の寸法（イに規定するところ

- により図示の横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の図示の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- エ 「登坂車線(117の2-A)」及び「道路の通称名(119-A)、(119-B)、(119-C)」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。
- オ 「道路の通称名(119-A)、(119-B)、(119-C)」を表示する案内標識については、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名(119-C)」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。

(2) 文字等の大きさ等

- ア 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。
- イ 案内標識で、「入口の方向(103-B)」、「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」、「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」、「著名地点(114-B)」、「待避所(116の3)」、「駐車場(117のA)」、「登坂車線(117の2-A)」、「総重量限度緩和指定道路(118の3-A)、(118の3-B)」、「高さ限度緩和指定道路(118の4-A)、(118の4-B)」、「道路の通称名(119-A)、(119-B)、(119-C)」及び「まわり道(120-A)、(120-B)」を表示するもの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その2分の1の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
40, 50又は60	20
30以下	10

- ウ 「方面、方向及び道路の通称名の予告(108の3)」及び「方面、方向及び道路の通称名(108の4)」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、イの規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

エ 「著名地点（１１４－Ｂ）」を表示する案内標識の文字の大きさは、
１０センチメートルを標準とする。

オ 「市町村（１０１）」、「方面、方向及び距離（１０５－Ａ），（
１０５－Ｂ），（１０５－Ｃ）」、「方面及び距離（１０６－Ａ）」、
「方面及び方向の予告（１０８－Ａ），（１０８－Ｂ）」、「方面及び
方向（１０８の２－Ａ），（１０８の２－Ｂ）」、「方面、方向及び道
路の通称名の予告（１０８の３）」、「方面、方向及び道路の通称名
（１０８の４）」及び「著名地点（１１４－Ａ），（１１４－Ｂ）」を
表示する案内標識に、それぞれ市章及び公共施設等の形状等を表す記号
を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの１．７倍以下
の大きさとする。

カ 「駐車場（１１７－Ａ）」を表示する案内標識に便所を表す記号を表
示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の０．７倍以
下の大きさとする。

キ 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

(ア) 案内標識

縁は、「待避所（１１６の３）」、「駐車場（１１７－Ａ）」及び
「まわり道（１２０－Ｂ）」を表示するものについては９ミリメー
トル、「総重量限度緩和指定道路（１１８の３－Ａ），（１１８の
３－Ｂ）」及び「高さ限度緩和指定道路（１１８の４－Ａ），（
１１８の４－Ｂ）」を表示するものについては１６ミリメートル、
「登坂車線（１１７の２－Ａ）」を表示するものについては１０ミ
リメートル、「道路の通称名（１１９－Ａ），（１１９－Ｂ），
（１１９－Ｃ）」を表示するものについては８ミリメートル、その
他のものについては日本字の大きさの２０分の１以上の太さとし、
縁線及び区分線は、日本字の大きさの２０分の１以上の太さとする。

(イ) 警戒標識

縁及び縁線は、１２ミリメートルとする。

２ 補助標識板（補助標識の標示板をいう。）

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率と同じ比率で拡大する
ことができる。

参 照 1

芦屋市が管理する道路に設ける道路標識の寸法を定める条例要綱

1 制定の趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による道路法の一部改正に伴い、市道に設ける道路標識の寸法を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 趣旨（第1条関係）

道路法第45条第3項の規定に基づき、市道に設ける道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識（これらの道路標識の柱の部分を除く。）の寸法を定める。

(2) 道路標識の種類及び番号（第3条関係）

条例における道路標識の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令別表第1に定める種類及び番号と同内容とする。

(3) 道路標識の寸法（第4条及び別表関係）

ア 次の標識について別表で寸法を定める。

案内標識

種 類	番 号
入口の方向	(103-B)
待避所	(116の3)
駐車場	(117-A)
登坂車線	(117の2-A)
総重量限度緩和指定道路	(118の3-A・B)
高さ限度緩和指定道路	(118の4-A・B)
道路の通称名	(119-A・B・C)
まわり道	(120-A)

警戒標識

種 類	番 号
十形道路交差点あり	(201-A)
右(又は左)方屈曲あり	(202)
信号機あり	(208の2)
落石のおそれあり	(209の2)
路面凹凸あり	(209の3)
合流交通あり	(210)
車線数減少	(211)
幅員減少	(212)
二方向交通	(212の2)

補助標識

種 類	番 号
注意事項	(510)

イ アで定める寸法以外については、次に定めるところによる。

(ア) 案内標識及び警戒標識の標示板の寸法

a 「駐車場(117-A)」を表示する案内標識については、便所を表す記号を表示する場合にあっては、別表で定める横寸法を2.5倍まで拡大することができる。

b 次の表示をする標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、別表で定める寸法(aで定めるところにより別表で定める横寸法を拡大する場合にあっては、当該拡大後の寸法)の1.3倍、1.6倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

「駐車場(117-A)」

「総重量限度緩和指定道路(118の3-A・B)」

「高さ限度緩和指定道路(118の4-A・B)」

「まわり道(120-A)」

c 次の表示をする標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、別表で定める寸法の1.5倍又は2倍に、それぞれ拡大することができる。

「登坂車線(117の2-A)」

「道路の通称名(119-A・B・C)」

d 「道路の通称名(119-A・B・C)」を表示する案内標識について

は、表示する文字の字数により別表で定める横寸法（「道路の通称名（119-C）」を表示するものについては、縦寸法）を拡大することができる。

(イ) 案内標識及び警戒標識の標示板の文字の大きさ等

- a 次の表示をする標識以外の標識の文字の大きさについては、道路の設計速度に応じ、次の表の右欄に掲げる値（ローマ字にあっては、その2分の1の値）を基準とする。ただし、必要がある場合にあっては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍にそれぞれ拡大することができる。

設計速度（単位 km毎時）	文字の大きさ（単位 cm）
40, 50又は60	20
30以下	10

「入口の方向（103-B）」

「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」

「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」

「著名地点（114-B）」

「待避所（116の3）」

「駐車場（117のA）」

「登坂車線（117の2-A）」

「総重量限度緩和指定道路（118の3-A・B）」

「高さ限度緩和指定道路（118の4-A・B）」

「道路の通称名（119-A・B・C）」

「まわり道（120-A・B）」

- b 次の表示をする標識の矢印外の文字の大きさについては、aで定めるところによるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの0.6倍の大きさとする。

「方面、方向及び道路の通称名の予告（108の3）」

「方面、方向及び道路の通称名（108の4）」

- c 「著名地点（114-B）」を表示する標識の文字の大きさは、10cmを標準とする。

- d 次の表示をする標識に、市章及び公共施設等の形状等を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの1.7倍以下の大きさとする。

- 「市町村（１０１）」
- 「方面，方向及び距離（１０５－Ａ・Ｂ・Ｃ）」
- 「方面及び距離（１０６－Ａ）」
- 「方面及び方向の予告（１０８－Ａ・Ｂ）」
- 「方面及び方向（１０８の２－Ａ・Ｂ）」
- 「方面，方向及び道路の通称名の予告（１０８の３）」
- 「方面，方向及び道路の通称名（１０８の４）」
- 「著名地点（１１４－Ａ・Ｂ）」

e 「駐車場（１１７－Ａ）」を表示する標識に便所を表す記号を表示する場合の当該記号の大きさは，駐車場を表示する記号の０．７倍以下の大きさとする。

f 標識の縁，縁線及び区分線の太さは，次の寸法を基準とする。

標識の種類等		寸法	
案内標識	縁	「待避所（１１６の３）」 「駐車場（１１７－Ａ）」 「まわり道（１２０－Ｂ）」	9mm
		「総重量限度緩和指定道路（１１８の３－Ａ・Ｂ）」 「高さ限度緩和指定道路（１１８の４－Ａ・Ｂ）」	16mm
		「登坂車線（１１７の２－Ａ）」	10mm
		「道路の通称名（１１９－Ａ・Ｂ・Ｃ）」	8mm
		その他のもの	日本字の大きさの20分の1以上の太さ
		縁線及び区分線	日本字の大きさの20分の1以上の太さ
警戒標識	縁及び縁線	12mm	

(ウ) 補助標識の標示板の大きさ

附置される案内標識又は警戒標識の標示板の拡大率と同じ比率で拡大することができる。

3 施行期日

平成25年4月1日

道路法抜粋

(道路標識等の設置)

第45条 道路管理者は、道路の構造を保全し、又は交通の安全と円滑を図るため、必要な場所に道路標識又は区画線を設けなければならない。

2 前項の道路標識及び区画線の種類、様式及び設置場所その他道路標識及び区画線に関し必要な事項は、内閣府令・国土交通省令で定める。

3 都道府県道又は市町村道に設ける道路標識のうち内閣府令・国土交通省令で定めるものの寸法は、前項の規定にかかわらず、同項の内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して、当該都道府県道又は市町村道の道路管理者である地方公共団体の条例で定める。